

第3号議案

リプレース対象廃止計画のリプレース該当可否判断について

(案)

発電事業者から提出された以下の供給計画において、別紙1のとおり、設備容量10万キロワット以上の発電設備等の廃止計画が提出されたため、業務規程第90条第2項の規定に基づきリプレース対象事業者に対して確認を行った結果、同条第3項の規程に基づき、リプレースに該当しないと判断する。

1. 案件1

(1) リプレース対象廃止計画

供給計画を提出した発電事業者：東北電力株式会社

供給計画届出日：平成30年3月30日

廃止する発電設備：

- ・新潟発電所4号機（25万キロワット）

廃止する発電設備の最大受電電力：

- ・新潟発電所4号機 24万2千キロワット

廃止時期：平成30年9月

(2) 判断結果

当案件は業務規程第90条第1項第3号に該当しないため、リプレースに該当しないと判断する。

(3) 判断の根拠

- ・現時点において、リプレース対象事業者から、送配電等業務指針第125条の規定に基づく報告（リプレースに該当する可能性がある場合の報告）がないこと、また、新潟発電所4号機が接続されている一番目の変電所と同一系統又は下位系統に連系した新設計画はないことが確認されたため、リプレースに該当しないと判断する。

2. 案件2

(1) リプレース対象廃止計画

供給計画を提出した発電事業者：株式会社日立製作所

供給計画届出日：平成30年3月30日

廃止する発電設備：

- ・日立臨海発電所1号機（10万6千キロワット）

廃止する発電設備の最大受電電力：

- ・日立臨海発電所1号機 10万2千8百キロワット

廃止時期：平成29年3月

(2) 判断結果

当案件は業務規程第90条第1項第2号に該当しないため、リプレースに該当しないと判断する。

(3) 判断の根拠

- ・現時点において、リプレース対象事業者から、送配電等業務指針第125条の規定に基づく報告（リプレースに該当する可能性がある場合の報告）がないこと、また、当該事業者に建替え計画がないことを確認したため、リプレースに該当しないと判断する。

3. 案件3

(1) リプレース対象廃止計画

供給計画を提出した発電事業者：四国電力株式会社

供給計画届出日：平成30年6月8日

廃止する発電設備：

- ・伊方発電所2号機（56万6千キロワット）

廃止する発電設備の最大受電電力：

- ・伊方発電所2号機 55万5千キロワット

廃止時期：平成30年5月

(2) 判断結果

当案件は業務規程第90条第1項第2号に該当しないため、リプレースに該当しないと判断する。

(3) 判断の根拠

- ・現時点において、リプレース対象事業者から、送配電等業務指針第125条の規定に基づく報告（リプレースに該当する可能性がある場合の報告）がないこと、また、当該事業者に建替え計画がないことを確認したため、リプレースに該当しないと判断する。

以 上

【添付資料】

別紙1：供給計画の抜粋（発電設備等の廃止計画記載部分）

（東北電力株式会社、株式会社日立製作所、四国電力株式会社）